

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

和光市手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）等の施行に伴い、和光市手数料条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

和光市手数料条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和6年2月29日

和光市長 柴崎 光子

和光市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

和光市長 柴崎 光子

和光市条例第 6 号

和光市手数料条例の一部を改正する条例

和光市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係） (1) 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）関係			別表（第 2 条関係） (1) 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）関係		
事項	単位	金額	事項	単位	金額
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書（戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面をいう。以下この表において同じ。）の交付	(略)		戸籍の謄本又は抄本の交付	(略)	
除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書（除籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面をいう。以下この表において同じ。）の交付	(略)		除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	(略)	
			戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1 件	4 5 0 円
			除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1 件	7 5 0 円
届出若しくは申請の受理・不受理の証明書又は電子化された届書等情報の内容の証明書の交付	(略)		届出又は申請の受理・不受理の証明書の交付	(略)	
(略)			(略)		
届書その他の書類又は電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧	(略)		届書その他の書類の閲覧	(略)	
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるもの）に限る。以下この表において	1 件	4 0 0 円			

て同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)				
除籍電子証明書提供用識別符号の発行(電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	1 件	7 0 0 円		
(2)～(17) (略)			(2)～(17) (略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の和光市手数料条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。